

第92回宍粟市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和2年6月11日（木曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 6月11日 午前9時30分宣告（第3日）

議事日程

日程第1 一般質問

応招議員（16名）

出席議員（9名）

1番 津田晃伸 議員	4番 西本 諭 議員
5番 今井和夫 議員	8番 神吉正男 議員
9番 田中一郎 議員	10番 山下由美 議員
11番 飯田吉則 議員	13番 浅田雅昭 議員
16番 東 豊俊 議員	

控室議員（7名）

2番 宮元裕祐 議員	3番 榎橋美恵子 議員
6番 大久保陽一 議員	7番 田中孝幸 議員
12番 大畑利明 議員	14番 実友 勉 議員
15番 林 克治 議員	

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長 小谷 慎一 君	書記 大谷 哲也 君
書記 小椋 沙織 君	書記 中瀬 裕文 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長 福元 晶三 君	副市長 中村 司 君
教育長 西岡 章寿 君	企画総務部長 前田 正人 君

まちづくり推進部長 津 村 裕 二 君

健康福祉部長 世 良 智 君

建設部長 富 田 健 次 君

市民生活部長 平 瀬 忠 信 君

産業部長 名 畑 浩 一 君

教育委員会教育部長 大 谷 奈 雅 子 君

(午前9時30分 開議)

○議長(東 豊俊君) 皆様、おはようございます。

本日の会議におきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、いわゆる3密を防ぐ観点から、議員の一般質問及び自主退席について各会派で調整をいただいております。

なお、退席されている議員については、控室のモニター等において、本会議を視聴していただくこととし、当局側の出席者におきましても、同様に御協力を頂きました。

また、40席ある傍聴席につきましても、10席程度に制限をさせていただき、入場の際には、検温と連絡先の記入をお願いしているところでございます。よろしくお願いを申し上げます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長(東 豊俊君) 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき順番に発言を許可します。

まず、神吉正男議員の一般質問を行います。

8番、神吉正男議員。

○8番(神吉正男君) 8番、神吉正男です。通告に基づき一般質問をさせていただきます。

今回は大きく分けて三つです。コロナ禍による新たな日常について、発酵文化による観光振興について、それから、危険空き家についてです。どうぞよろしくお願い致します。

新型の感染症が拡大してしまいますと、今回のコロナ禍のような事態になってしまうことが分かりました。このような中でも感染リスクと隣り合わせの状態に職に就いておられる方々、特に医療従事者の方々には心より感謝いたします。

非常事態宣言が発令され、人との交流を8割削減することの大変さを今回思い知らされたわけですが、外出を自粛したり、休業要請に従うなど、市民の危機意識による御協力によって、宍粟市内において感染者が出ていないことは大変ありがたいことでもあります。しかし、油断はせずに、いわゆる第2波にも備えておかなければなりません。

ウイルスの感染拡大防止の取組の中、市内の各種イベントや会議の開催を自粛、中断、延期、中止され、全てが進まない状況ではありましたが、新しい生活様式を取り入れながら、徐々に動き出しました。

そこで、今後の新しい生活様式や社会構造について、市民が不安に感じておられることを3点伺います。

まず一つ目に、GIGAスクール構想についてです。

構想の中に、人と人がつながる情報通信技術を使ってオンライン授業を進めていく計画があります。このICTという技術を活用することによって、教師が家庭を訪問することなく、また、生徒や保護者が自宅にいながらにして情報を共有することができ、今回のような感染拡大防止対策による学校の休業は補うことができると、私は理解しております。

このICTを進めていきますと、生徒の自宅においてインターネットの環境が必要になるのかを伺います。

学校や公共施設のインターネットの整備においては、国庫補助や交付税措置があるようですが、生徒の家庭、自宅はどのようなのでしょうか。

昨日、まだ整備されていない家庭が122世帯あるとお聞きしましたが、それらの御家庭の負担をどう捉えておられるのでしょうか。

二つ目は、コロナの影響で人材の不足している企業や業務量が増えている店舗に対し、片や、コロナの影響で業務量が減っている社員や休業対象の人材が応援に回るなどのマッチングはできないものかということです。

国内の例なのですが、空港において、国際線や国内線が欠航しておりまして、その空港で働く人たちがマスク同様に不足している防護服の縫製を手伝うという提案の申出があったそうです。このことに関して徴用と捉えられた批判の声や、縫製技術のない人には不可能だという反対意見もあったようですが、ここで私が申し上げたいのは、経験はあまり必要としない作業であれば、一時的な人材不足を解消できるのではないかということです。

宍粟市のある飲食店ですが、休業要請期間中はお店を休業し、友達の会社の力仕事を手伝うという実例がありました。宍粟市の一部の商業店舗では、外出自粛の要請による市民の大量購入や、いわゆる巣籠もり消費などで忙しくなり、もともと人員不足が叫ばれていた状況であったところへ、さらに人員が足らなくなったということです。

このような緊急事態宣言時の人と人、企業と企業のマッチング対策の取組につい

て伺います。

三つ目は、支え合いの活動についてです。

しーたんバス運行会社のウエスト神姫さんによる買物代行サービスは、期間と地区において限定的ですが、コロナ禍の外出自粛にとって大変有効なサービスだと思いますが、現状はどうでしょうか。

また、先日立ち上げられた特定非営利活動法人たすかる君におかれては、お買物のお手伝い以外に、市民生活の困りごとの解消にも力を入れておられます。コロナ禍や災害時はもちろんですが、平常時における買物弱者対策にもなり得る民家主体の取組です。

技術や物、場所やお金を活用し合う、シェアリングエコノミーという言葉で支え合いの活動が注目されています。宍粟でも、これからの新たな日常における助け合い、支え合いの意識が醸成されつつあると思うのですが、市のお考えはいかがでしょうか。

次は、発酵文化による観光振興についてです。

今回の感染拡大に伴い、マスクや消毒液が不足しております。次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸水や最近ではオゾンガスも消毒剤として有効であるとされており、注目されています。

発酵食品の摂取により腸内環境を整え、免疫力を高める健康志向の考え方は、以前から注目されていますが、新型コロナウイルス感染拡大で、今回また発酵食品への関心が全国的に高まっています。

これは体の中、すなわち腸の中をきれいにしておくことによって、免疫力を高め、健康的な体づくりをすることによって、風邪で体調を崩さないよう、また感染病から身を守ることに有効とされています。

消費者庁は、食品などのウイルスに対する効果を裏づける根拠は認められていないとしているため、効果をうたうような紛らわしい表示は避ける必要がありますが、発酵食品が改めて今回また注目されているということは事実です。

現在、宍粟市は、日本酒発祥の地や発酵のふるさとのまちづくりによって、交流人口や地域と多様に関わる人々である関係人口の拡大を目指しています。今年度は発酵のまち推進事業において、麴、酒かすを使った特産品の開発も進めていただいております。発酵食品の摂取により免疫力を高め健康的な体づくりをすることは、風邪や感染病から身を守ることに有効であることをまず目に見えるようにすること、できれば数値などで表し、それを周知していけば注目されると思います。

そして、今後の宍粟は、これら発酵文化のソフト面とハード面において、どのような計画や目標を掲げていこうとお考えなのでしょうか。

ワクチンや治療薬が完成する頃には、コロナも安心宣言、収束宣言が出ることと思いますが、そうなれば、まず国内観光では近場から徐々に遠くへと広がりますので、観光面においては、受入体制の準備をしておく必要があります。

関西空港の今年4月の国際線旅客数が99.7%減っている状況から、外国人観光客のインバウンド消費はしばらく見込めず、早くても来年以降と言われております。ですから、これまでどおり国内のお客様にお越しいただく準備をしておくことが大切だと考えます。

そのために観光情報連絡会における各種取組団体のつながりや、庭田神社ぬくみの泉・酒蔵通り・宿泊施設・観光駐車場の整備等により、市内の雰囲気をもどのように良い方向へ醸成させていこうとされているのか伺います。

最後に、危険空き家についてです。

倒壊のおそれのある危険な空き家を特定空き家と認定し、地域にある問題を解決していく対策は進んでいるか。これに関しては、3年前に老朽化の激しい空き家について質問しておりまして、その際は、空き家等の対策に関する条例に基づいて必要な措置をとると答弁いただきました。

また、1年前に質問した際には、空き家等対策協議会を設置し、公益性の上で公平に不良住宅を特定していくと答弁いただきました。

自治会や地域では、もうどうしようもない問題になっておりまして、行政の助けを求めておられるのですが、この件はどう解決していくのかということをお尋ねします。

それと、もう1点は、所有者に連絡が取れなくなったような空き家ではないのですが、衛生上の問題があり、公益に反すると認められる家屋による近隣住民の不安はどう解決していくのか。

これは、いわゆるごみ屋敷のことで、テレビで社会問題としてよく取り上げられています。市民から苦情があった場合、宍粟市はどのような対応をしているのかを伺います。

以上です。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 神吉正男議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 皆さん、おはようございます。どうぞ本日もよろしくお願

申し上げたいと思います。

先ほど神吉議員から大きく三つの御質問をいただきましたが、私のほうからは、買物代行サービス、併せて観光振興について御答弁させていただきたいと思います。そのほかについては、それぞれ具体もありますので、担当部長等々から御答弁させていただきたいと、このように思います。

冒頭であります。昨日、宍粟市の新型コロナウイルス感染症に係る対策本部会議を開催をさせていただきました。対処方針も新たに挿入した部分もあります。もう既にひょっとして議員にもお配りされておるかも分かりませんが、特に、先ほどありましたとおり、今後のことも含めまして、感染拡大防止と経済活動の両立を目指してということで、兵庫県は新たな生活スタイルとして、兵庫スタイルということをお県民あるいは各地の自治体と一体となって進めていきたいと、こういう方針が出されました。そういった前文を挿入をさせていただいた中で、県と一体になりながら、この問題について対応していこうという方針であります。

中で、具体であります。特に中学校についても、これまで部活動の問題で非常にいろいろ規制もしておりましたが、部活動については6月15日から通常の活動を再開すると、このように決定をしております。ただし、練習試合であるとか、あるいは合同練習につきましても、この21日までは市内のみ、市内間での合同練習であったり、あるいは練習試合はよろしいですよということにしております。6月22日以降については対外試合も許可すると、こういう形で決定をしたところであります。

ただし、それぞれガイドラインをつくって、感染予防に十分注意しながらということは当然であります。そういうふうにしております。

あわせて、市内の社会教育関係の、特にスポーツ施設であります。これまで大人の方については、一定の基準をもってしておりましたが、高校生以下につきましても、27日以降、特に少年団体等々も含めてであります。屋内施設、体育館の使用を許可していこうと、こういう方針をしております。

これもまた基本的には、感染防止対策マニュアルを、しっかりガイドラインを出して、しっかりした上でそれぞれ子どもたちを含めて、そういう屋内の体育施設を使ってスポーツ等々をやっていただいてもいいですよという方針を決めております。

そのほか少しいろいろちょっと変わったところもありますが、また十分見ていただいたらと、このように思います。

いずれにしても、最終的には、今、国は6月18日を一定のめどとしておりますが、これも昨日申し上げたとおり、どうなるか分かりませんが、その後この対処方針も

変わる可能性もありますので、逐一市民の皆様にも御報告申し上げたいと、このように思っておるところであります。

先ほど来、お話がありましたとおり、いよいよ新しい生活様式の中で、それぞれが何とかコロナとうまく付き合いというんですか、共生しながら、恐れながら、しっかりと対応していく中で、社会生活、あるいは経済対策へと移行が徐々に始まったということでもあります。そういう観点で御質問もいただいたと、このように思います。

そこで、1点目のいわゆる助け合いの意識の醸成に対する市の考えはどうかということではありますが、これまでも宍粟市も長い歴史の中で地域の皆さんや、市民の皆さんが何とか地域でお互い支え合いをしていこうと、困った人たちもお互いの中で支え合おうという機運の醸成はこれまでも高まってきたところでもあります。まさに地域づくりは人づくりという観点の中で、今日までそれぞれの多くの皆さんの御支援をいただいて取り組んできたところでもあります。

そういった中、このコロナの関係も含めまして、民間事業者や、あるいはNPO法人等による買物代行であるとか、あるいは市民生活の困りごと代行などの取組は非常にこれからの社会構造が大きく変化することを予想すると、非常に大変有効な取組であると、このように認識をしております。まさに地域社会全体で支え合う体制づくりの面からも大変重要であると、このように考えております。

今後におきましても、助け合いの意識の醸成をさらに高めるとともに、地域や事業者の皆さん、あるいは様々な団体と連携しながら、支援体制の構築を推進していきたいと、このように考えております。

例として、ウエスト神姫さんのこと、あるいはNPO法人たすかる君のことを挙げられましたが、今後、他の団体ともこういった形でいろいろ模索しながら、支援体制を構築する必要があるだろうと、このように考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと、このように思います。

続いてであります。発酵文化による観光振興について、この御質問であります。ウイルスから身を守るためには免疫力を高めることが効果的であると、こう言われておきまして、免疫の働きをする細胞の約7割は腸内に存在し、発酵食品は腸内環境を整え、免疫力を高める効果があると、このように言われておきまして、先ほど御案内のとおりだと、このように思います。

御承知のとおり、宍粟市出身の方で、元熊本大とか、あるいは今、東北大の名誉教授をされておりますが、前田先生がノーベル候補になられて、いろいろありまし

たが、その先生の著書にもこういったことも書かれておりますし、特に前田先生は、がん細胞との研究で有名な方であります。その方が常々おっしゃっておるのには、発酵というのは、あらゆる化学の分野で基礎的な要素だと、このようにおっしゃっておりまして、発酵の原理が例えばキャベジンをつくったとか、あるいはがん細胞を抑制するものをつくったとか、こういう意味では、発酵というのは非常にある意味、人間があらゆる病気に挑戦する上においては、なくてはならない存在だと、こんなふうにも教えていただいたことがあります。

そういう意味では、日本酒発祥の地、発酵のふるさと宍粟を掲げ、これから施策をさらに展開していく我がまちにおきまして、まさに市民の健康増進と、あるいは産業振興を連携し、推進していくいいタイミングであると、このように考えております。これまでもこのような動きをしておったところではありますが、さらに私は大きなチャンスが来たと、ある意味そのようにも捉えておるところであります。

その中で、まずハード面におきまして、山崎市民局跡地を多目的に利用できる駐車場として整備し、商店街を散策し、山崎酒蔵通りへとつながる動線を描いていきたいと、このように考えており、目標としては来年のもみじ祭りには御利用いただけるよう、計画的に進めていきたいと考えております。

併せて、山崎酒蔵通りを訪れた観光客を市北部の魅力ある観光地にも御案内できるように、観光情報を発信する拠点についても観光客のニーズ、対応と利便性の向上、さらにより効果的に事業展開を図る観点から、山崎市民局跡地での整備について、併せて検討をしていきたいと、このように考えておるところであります。

市内の多くの観光資源を新たな発想で活性化し「ヒト・モノ・カネ」、まさにそれらをさらに動かし、その上に「コト」、いわゆる各事業が連携して、さらにまた連動させることが必要であると、このように考えております。その原動力となるのは、しそ森林王国観光協会あるいは観光関連団体、市民参画でありますので、その一体感や士気の醸成に向け、しっかりとビジョンを示し、交流人口の増大と併せてさらに関係人口の拡大を図りながら取り組んでまいりたいと、このように思います。そのことが発酵から新たなまちづくりへとつながるものと、このように考えておりますので、よろしくようお願い申し上げたいと、このように思います。

その他につきましては、繰り返しではありますが、教育長及び担当部長より答弁をさせたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

産業部、名畑部長。

○産業部長（名畑浩一君） 私につきましては、コロナ禍による新たな日常についての中で、人材の一時的なマッチングについての御質問にお答えいたします。

前段、就労の制度、仕組みといった観点から御説明させていただきます。現在、市では、職業安定法にのっとり、求人・求職事業を無料職業紹介業務として実施しております。就業規則において副業が認められている場合であれば、求職の申込みが提出されますと、現状でも無料職業紹介業務においてマッチングに対応することが可能でございます。

また、今回、御提案のありました一時的な就労制度につきましては、在籍出向と業務委託契約の手法が考えられます。これらは、出向元との労働契約に基づく社員としての身分を有したまま、別の会社へ赴き、在籍出向は出向先の指揮命令のもと、業務委託契約を指揮命令を残したまま労務提供するものでございます。

いずれにしても、求職側と求人側の理解が一定手続等必要でございますので、法的な制約や時間的な負担が発生し、過去においては労務トラブルも確認されております。したがって、今回、一定長期的な対応には課題もありますが、御提案もありました簡易な作業に従事する、こういった場合につきましては、求職・求人、双方にとって利便性が高く安心して利用できる制度について、研究してまいりたいと考えております。

また、兵庫県においては、今回一時的なマッチング事業の制度的な構築を検討されております。まだ詳細が分かっておりませんが、詳細が分かりましたら、事業者や求職者へ事業を紹介し、また活用といったところへ誘導していきたいと考えております。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

建設部、富田部長。

○建設部長（富田健次君） 私のほうからは、危険空き家についての御質問、2点あったと思いますが、その2点について答弁をさせていただきます。

まず一つ目の危険な空き家の対策は進んでいるのかについてございますが、宍粟市空き家等対策計画の策定時の調査により判明しました空き家については、解体が必要と思われる空き家が150戸、また老朽化が極めて著しい空き家が302戸であり、今後、特定空き家等の判定基準に基づきまして、特定空き家の判定、認定を行うこととなります。

空き家等対策計画策定前より倒壊の危険があり、周辺へ影響があるものにつつま

しては、自治会からの情報提供を受け、所有者、相続人等を特定し、指導を行った結果、除却に結びつき一定の成果を上げているところでございます。

これと同様に、特定空き家等と認定された場合も条例に基づき指導等を行うことになります。今後、特定空き家等と認定された場合、相続人が多いこと、遠方で代替わりしている場合など、指導等が即座に結果に結びつかないケースもあると思いますが、これまで同様、地道に助言・指導を行い続ける必要があるというふうに考えてございます。

二つ目の衛生上問題がある家屋による近隣住民の不安はどのように解消するのかについてですが、建物の適正な管理ができず、衛生面で問題となる空き家が発生する要因の一つとして、所有者等が不明となる場合がございます。空き家等については、財産権や所有権から第一義的な管理責任は所有者等にありますが、市としましても、地域や自治会と連携を密にし、条例に基づき現地の立入調査による現状把握を行いながら、所有者等も特定し、空き家等の土地・建物問題の解消に向けて今後でも取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 教育委員会教育部、大谷部長。

○教育委員会教育部長（大谷奈雅子君） 私からは、G I G Aスクール構想についての御質問にお答えいたします。

G I G Aスクール構想の推進に伴い、今後、児童生徒1人1台の端末の環境が整えば、例えば児童生徒が端末を家に持ち帰り、動画やデジタル教科書、教材などを用いて予習、復習をすることが考えられます。これによって継続的な学習に取り組むことができます。

また、今般は、新型感染症や、また自然災害の発生による学校の臨時休業等におきましても、I C Tを活用することによりまして、子どもたちが家庭にいても学びを継続することができるよう、オンライン授業の環境を整備しているところでございます。

そのような場面では、各家庭においてインターネットの整備が必要となっております。そのためW i - F i環境のない家庭におきましても、家庭学習が可能となるよう、就学援助受給世帯の児童生徒に対しまして、国の補助制度を活用したモバイルルーターの貸出しを現在検討しておるところでございます。

教育におけるI C T化は今後大きく進んでくると考えております。導入時だけでなく、継続的な国の支援につきましても、必要に応じまして国や県に要望してまい

りたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（東 豊俊君） 8番、神吉正男議員。

○8番（神吉正男君） 答弁いただいた順番に少し具体的に何点かお聞きしたいと思います。

まずは、助け合い・支え合いの活動についてなんですが、宍粟市としましては、買物弱者にも目を向けて、これを重点課題としている、これは間違いないことなんですが、そうであれば、民間が今活動していただいています、より参入しやすい環境をつくる必要があると思います。NPOなども立ち上げられましたが、市の支援などがあり、助言などがあり、進められたというふうに聞いております。本来ならば、実証実験を重ねるなどして、実用性を示すことが大切なんですが、その成果を民間にうまく伝えることが成功の鍵を握ると思います。民間の関心を引くには、多くの民間はこれを望んでいるかもしれません。以前から参加したいという企業がおられましたので、情報発信に力を入れることによって周知していくことが必要だと思います。そして支え合いや助け合う事業が市内に増えることを願っております。

これは私の感じているところなんですが、次は、発酵文化による観光振興についてなんですが、交流人口拡大に向けて計画を進めていく予定だったんですが、コロナの影響でイベントなど全てが停止している状況です。本当に残念なんですが、ただ先ほど申しましたように、これからのことも考えておかなければいけませんので、そのことについて少しお伺いします。

1300年前の播磨国風土記に記されていますが、ほかの誰にもまねできないことです。日本酒発祥の地です。ですので、宍粟市は一度は訪れてみたい場所になるように、もっと大きくPRしてよいのではないかと考えております。

平成25年12月制定の日本酒文化の普及の促進に関する条例、通称乾杯条例なんですが、制定から7年になろうとしています。全国にここだけという日本酒発祥の地にもう少し光を当ててはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

全国に何百万人おられるのでしょうか、お酒や発酵に関わる人にとっての聖地にすることができそうに思うんですが、いかがでしょうか。まず、そこをお尋ねします。

○議長（東 豊俊君） 産業部、名畑部長。

○産業部長（名畑浩一君） 発酵についての御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、現在、発酵のまちづくりということで進めております。その原点になったのは、やはり日本酒発祥の地ということで、宍粟の日本酒文化

でございます。このことについて、今、国際的な取組といったところも考えられているところもございます。また、本当に日本酒を広めていくということが、当然この宍粟市の発酵文化を広く広める起爆剤になるものですので、PRにつきましては積極的に今から取り組んでいきたいと。

ただ、コロナの影響で発酵協議会の活動についても、おっしゃるとおり活動のほうが不規則になっております。ここをより進化させることによって、具体的な事業につなげていく、そのことが大事と考えておりますので、頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 8番、神吉正男議員。

○8番（神吉正男君） 分かりました。もう1点なんです。以前から申し上げているんですが、観光立市を掲げる宍粟市としては、現場職員の育成、これが大切なんです。専門員の増員、これ以前からお願いしております。専門員の増員を期待するんですが、ここに関してどのような御答弁をいただけるのでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 産業部、名畑部長。

○産業部長（名畑浩一君） 現在、宍粟市の観光を進める体制としましては、本庁にまち・にぎわい課を配置しております。また、具体的に事業展開としましては、しそ森林王国観光協会と具体的な事業に取り組んでおります。当然、双方が両輪となって強力に進めていく、ここの連携も非常に必要と考えており、連携のほうも強化を毎年しているところでございます。

その中で、職員になりますと、やはり異動とか、そういったところでのギャップとございますか、レベルダウンも考えられます。その中で観光協会につきましては、専門的に行うということで一定中長期的な考え方も必要かと考えております。その部分についてはプロパーの採用であったり、そんなことも今後の課題と考えております。

○議長（東 豊俊君） 8番、神吉正男議員。

○8番（神吉正男君） 分かりました。順番でいいますと、次は、危険空き家についてなんですが、危険空き家とごみ屋敷に共通することなんですが、これからの季節は悪臭やネズミ、害虫の発生につながるんです。それから、御覧になったら分かると思いますが、放火や犯罪にもつながるのではないかという大きな問題です。家が連なっている旧山崎地区では、特にその問題が大きく心配です。相続人をたどっていかないと難しいのだと言われましたが、協議会や条例により近隣の住民を助ける

ということが先決だと思うのですが、ここに関していかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 市民生活部、平瀬部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） 神吉議員の質問、非常に難しい問題にはなっております。いわゆるごみ屋敷問題につきましては、自分で私有地にごみを放置したり、高齢等による体の衰えによりまして、ごみを捨てられずに放置されるなど、様々なケースがございます。原則的に当事者と周辺住民がお互いに話し合っただけで解決していただくのが一番よい解決方法というふうに考えておりますが、実際のところ、簡単に解決できないケースもございます。

解決できない理由につきましては、ごみであっても法的には所有権がございます。第三者から見て明らかにごみを堆積しているとしたとしても、所有者がごみでないと主張した場合、近隣住民や行政が強制的に排除することは難しい状況であります。加えて、私有地に堆積されておりますので、許可なく立ち入ることになりますと、刑法に引っかかるということにもなりかねません。そのような状況の中で、いわゆるごみ屋敷のごみの撤去につきましては、現状では地元自治会長さん、地域の人に御協力頂きながら、またケースによっては県と連携して、地道に当事者との接点を図りながら、除却に向けて対応しているところでございます。

○議長（東 豊俊君） 8番、神吉正男議員。

○8番（神吉正男君） 難しいということでしょうが、自治会もそうなんです、言っても聞いていただけないというところもあります。完全に衛生的ではないというのは誰が見ても分かるような感じがするんですが、それを何ともできないというのはもどかしいところで、先ほど言いましたテレビなどでもどうしようもないんだと言われておりますが、何度も言いますが、完全に衛生的ではないというのが明らかではっきりとしているところは、何か対応ができないとおかしいのではないかと感じるんですが、それも法律の壁でできないということですか。助言指導などは行われておられないのですか。

○議長（東 豊俊君） 市民生活部、平瀬部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） 悪臭もしくは害虫等の関係につきましては、臭い等による環境被害というようなこともございますので、県のほうと連携する中で、今までも対応してきたケースもありますので、県との連携を今後も深めていきたいなというふうに考えております。

○議長（東 豊俊君） 8番、神吉正男議員。

○8番（神吉正男君） どうぞよろしく申し上げます。

続きまして、インターネット回線のところですが、モバイルルーターを配付するというふうにお伝えいただきましたが、112件、これ全てに行き渡るようにされるんですか。

○議長（東 豊俊君） 教育委員会教育部、大谷部長。

○教育委員会教育部長（大谷奈雅子君） モバイルルーターの貸出しにつきましては、あくまで要保護、準要保護家庭につきまして貸し出すということになっております。

○議長（東 豊俊君） 8番、神吉正男議員。

○8番（神吉正男君） インターネットの回線利用料というのは、家計にとって大変金銭的に負担のようです。ある程度の保護者の方々はスマホをお持ちなので、そのテザリング機能を使うなどすれば、その代用にもなるというふうになるんですが、そのスマホが近くになれば機能はしません。これからの問題なんですが、すぐに現れる問題です。このインターネットの環境がないというのは、学業に対しても不利益を被るのは生徒さんです。そこを念頭に置いていただいて、何か対策事業を考えなければいけないと感じております。

他市町での活動も見ていただきながら、インターネットの環境を整えていく必要がGIGAスクール構想の中に含まれていると思いますが、何かそういう情報をお持ちではないでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 教育委員会教育部、大谷部長。

○教育委員会教育部長（大谷奈雅子君） お尋ねのところは、通信料のところかと思えます。平均的に一月3,000円ということが、1年すると3万6,000円という通信費がかかってまいります。今、要保護家庭につきましては、国も扶助費の中で生活保護費の中それを対象にしようということで、制度が新たに通知が来ております。ですので、要保護家庭につきましては、その扶助費で対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 8番、神吉正男議員。

○8番（神吉正男君） タブレットを自宅へ持って帰るといふふう動きが始まりますと、これすぐに現れてくることだと思いますので、よく情報をまとめておいていただいて、対応していただきたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（東 豊俊君） これで、8番、神吉正男議員の一般質問を終わります。

続いて、山下由美議員の一般質問を行います。

10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 10番の山下です。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。今回は3点の質問をさせていただきます。

宍粟市雇用創生協議会問題に関する検証委員会について、宍粟市において、宍粟市雇用創生協議会問題に関する検証委員会を設置し、学識経験者等を有する委員を選任し、会合を開催しております。3月議会での私の質問において、この委員会の委員名や会合日時、そして、その内容の報告をしないのは、今公開すると自由な意見交換ができなくなるからという理由でありました。しかし、市が設置し、市の財政から各委員に報酬を支払っております以上、市民に対してこれまでの経過や今後の方向性などを説明しなければならないと考えますが、どうですか、市長。

続きまして、ミツマタの郷について。

ミツマタの郷においては、2017年5月2日に、村岡氏を起業家として認定し、起業家支援条例の各項目に基づき多額の助成を行っております。活動実態等の調査は、どのように行われているのか。今後の方向性も含めて市民に説明する必要があると考えますが、どうでしょうか、市長。

続きまして、新型コロナウイルス感染症による学校等閉鎖の影響と子どもの心身を守る取組について。

新型コロナウイルス感染症によります学校等の閉鎖が教育や社会交流の場を奪い子どもの心身を脅かしているという現状があります。現状をどのように把握し、どう対応しているのか。

今、学校等が再開しておりますが、どのように子どもたちを受け止め、守っていかうと考え、実行しているのか、教育長に伺います。

以上、3点、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（東 豊俊君） 山下由美議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

中村副市長。

○副市長（中村 司君） 検証委員会のことにつきまして、私のほうからお答えをいたします。

先ほどありましたように、3月の議会の御質問でも御答弁申し上げましたのですが、検証委員会におきまして自由な意見交換をしていただくため、非公開ということで開催をさせていただいております。そのため答申がまとまれば公表をしていくという予定になっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 教育委員会、西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） 私のほうからは、学校休業の影響と子どもたちの心身を守る取組ということについて、お答えしたいと思います。

2点ありますので、まず1点目は、現状の把握と対応ということですが、学校では臨時休業期間中に学習課題等を配布する際の家庭訪問、また電話による状況確認をおおむね1週間に1回以上実施しました。児童生徒と教職員のつながりを継続する取組ということで進めてまいったわけですが、その中で心身の状況の把握や相談による支援も行っていました。

中でも特別な支援が必要となる児童生徒につきましては、1週間に数回連絡を取り、より丁寧に生活や学習の助言、また援助を行ってきたところであります。

さらに、学級通信や学校ホームページを活用しまして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの支援情報の発信も行いまして、必要に応じまして対応できる体制もずっと整えてきました。

それから、2点目の学校再開後、どのように子どもたちを受け止め守っているのかということですが、5月末の分散登校から6月の通常の学校生活が始まったわけですが、児童生徒の様子や、また観察、さらには面談、カウンセリング、こういうものによりまして児童生徒の心身や家庭での状況把握に努め、積極的に支援を今行っているところであります。

今後、各学校における組織的な対応、さらにはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの有効な活用、そして、しそく学校サポートチームの活用によりまして、児童生徒の心のケアや環境の改善に向けて、さらに支援を積極的に取り組んでいきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 産業部、名畑部長。

○産業部長（名畑浩一君） 私からは、ミツマタの郷についての御質問にお答えいたします。

1点目の活動実態等の調査状況についてでございますが、まずは当事者である一般社団法人ミツマタの郷の前理事長からの聞き取りや事業実績を客観的に証明する追加資料の提出を依頼し、また事業実施地での住民等からの聞き取り調査など、現地調査を実施してまいりました。

さらに、提出された追加資料や聞き取り調査の内容を精査しておりますが、事業内容を十分満しているとは判断できておりません。引き続き精査し、事業実績を確定させたいと考えております。

2点目の市民への周知・説明についてでございますが、市の考え方や方針が確定すれば、これまでと同様に適切なタイミングで報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） それでは、まず最初に、宍粟市雇用創生協議会問題に関する検証委員会について、再質問をさせていただきます。

答申がまとまれば報告するというお答えの繰り返しではありますが、そこで少し質問をさせていただきたいと思っております。

宍粟市雇用創生協議会問題に関する検証委員会は、福元市長が会長であります。協議会の国からの委託金不正受給問題が発覚したことにより、この事業の運営に係るの市の関わりについて、専門的な検証を行うために、言わば市民の信頼を回復するためにこの委員会が設置されたというふうに認識しておりますが、市長、それによろしいでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） ただいま御質問があったとおり、検証委員会の会長は私ではありません。それで協議会の会長はおっしゃったとおり私であります。これは、これまでも何回も協議会であるとか議会でも御答弁申し上げたとおり、市の関わり方につきまして、十分検証していただくと、こういうことでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） この検証委員会の会長は市長ではありません。ちょっと訂正いたします。福元市長が会長であります雇用創生協議会というので、ちょっと区切る場所が違いましたので失礼いたしました。

それでは、引き続き質問を続けさせていただきます。

専門的な検証を行うということで弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士、警察関係者等の学識経験を有する人たちが選任され、委員長及び副委員長も決められているということではありますが、それらの委員の名前も非公開で会議が行われております。そういうことでもありますので、その委員の人たちが今回のような国からの委託金不正受給問題に対する専門性といえますか、これまでの経験や経歴等から見て十分に備えた人物であるのかどうかというようなことが、議会においてさえ分からない状態でありますし、そのために市民の方々に説明することもできないわけです。やはり各委員名は原則公開というのが当然ではないのでしょうか、市

長。

○議長（東 豊俊君） 中村副市長。

○副市長（中村 司君） この問題について、検証を行うに当たって、やはり専門的な知識を有された、そういう資格を持たれた方を委員としてお願いを申し上げております。その中で委員さんのいろいろな途中経過とかいう部分で、この問題自体が権利能力のなき団体の責任、あるいはそういう市との関わり方、そういう部分でかなり困難な中身になっておりまして、それをいろいろと自由な意見、それから専門的な知識をもって意見交換をされておりますので、この部分について委員会のほうでも、やはり答申が出るまではそういう部分で進めていきたいという意向もございますので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） そのようなお答えではあるのですが、しかし、市民に公表されない委員の人たちに、市民の税金から報酬が支払われているのではないのですか。弁護士には2万5,000円、その他の職業の人たちには1万円、このように市民の税金を使いながら公表しないというのは、ある意味、無責任ではないのでしょうか。委員名を公表しないという法的根拠、これはあるのかどうか、お答えください。

○議長（東 豊俊君） 中村副市長。

○副市長（中村 司君） この部分については、こちらのほうから諮問を申し上げまして、答申をいただくという形になっております。その中で、いろいろな意見もあるかと思っております、市民の方からも。そういう部分につきまして、やはり混乱を招く部分も生じてまいりますので、専門的な部分で5人の委員さんで協議を進めていただいている、そういうような状況でございますので、理解をいただきたいと思っております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） それでは、もう一度お尋ねしますが、その5人の委員さんで会議を開いておられるということで、これまでに何度会議を開いて、その会議のために幾らお金、市民の税金ですけれども、を使ってきたのかということをお知らせしていただきたいと思っております。

○議長（東 豊俊君） 中村副市長。

○副市長（中村 司君） これまでの回数でいきますと、5回開催をされております。

その部分で先ほど報酬額は議員のほうからおっしゃいましたので、手元にはございませんが、いつ精算になるかはちょっと分かっておりませんので、今のところは

確認できておりません。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） ということは、1回ごとに2万5,000円、弁護士さんだったらの5回、あるいはその他の職業の人たちだったら、1万円の5回という理解でよろしいわけですね。

○議長（東 豊俊君） 中村副市長。

○副市長（中村 司君） はい、精算の部分はそうなるかと考えております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 今の御回答からも分かりますように、非常にお金をかけて進めておられるということで、やはり市民に全く非公開というのは無責任であると私は考えます。

それと、あとこの委員会の任期でありますけれども、諮問から答申を受けるまでの期間とすると書いてあるのみでありまして、いつ検証結果報告をするのか、この時期が明確ではありません。これではいつまで待てば専門的な検証の結果報告が行われるのかということが全く分かりません。結果の報告を出す時期を明確にすべきであります。あまりにも無責任であると私は思うのですが、市長、結果を出すべき時期は明確にすべきであると思われませんか。

○議長（東 豊俊君） 中村副市長。

○副市長（中村 司君） 委員さんの皆様も一生懸命議論してやっていただいております。しかしながら、この内容自体が非常に特殊といたしますか、困難な通常ないような事案でもございますので、慎重に審議をされております。ですから、いつできるとかという部分では、なかなか期限を切つてというような話にはなっておりません。

ただ、できるだけ何回も開催を早くしたいという思いは委員さん方も持っておられますし、そうだったんですけども、コロナ禍の状況でちょっと開催のほうも延びてしまった、そういうこともあってずれ込んできている、そういうふうを考えております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） コロナ禍の影響とおっしゃいますが、3密を避けて、きちんとされればできますし、それに5回開かれているということでもありますし、やはり市民の税金を使う限り、いつまでにどういう結果を出すのかというのは、しっかりと明示していただきたい、このように思います。

それと、もう一つであります、どのような会議の内容かも市民に報告する、これは原則であります。会議ごとの議事録、これが作成されているのかどうか、その公開はどうされるのか、お尋ねいたします。

○議長（東 豊俊君） 中村副市長。

○副市長（中村 司君） この部分につきましては、通常の審議会等もそうなんですけども、諮問をしまして、答申が出た場合には、そのときに公表していく、そういう流れでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） それと議事録はしっかりと毎回取っておられるというふう
に理解すればいいんですか。

○議長（東 豊俊君） 中村副市長。

○副市長（中村 司君） 確認の意味もでございますので、委員さん方にもその内容について確認いただいておりますのでございます。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） その場合、やはり公開として公文書開示請求書、これで請求すれば開示できなければならないのではないかと思うわけではありますが、そのところの法的根拠に基づいた理由を示してください。

○議長（東 豊俊君） 中村副市長。

○副市長（中村 司君） 何度も申し上げますけども、あくまでも答申が出たら公表していきまうということでございますので、その辺は御理解をいただきたい思います。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 検証委員会の調査検証事務の目的の一つというのが、市民への信頼回復、行政の透明性の確保、市民への説明責任、これは絶対不可欠であると思うわけですが、今それが全くなされておられません。市長、今後どうされていこうと思われているのか、市長にお尋ねいたします。

○議長（東 豊俊君） 暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時31分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

中村副市長。

○副市長（中村 司君） この部分の検証委員会といいますのは、議会で言われておりました第三者委員会というような位置づけではございません。この部分につきましては、協議会の事業に対する市の関わり方、あるいは協議会で実施していた事業等を今後継承等はどうしたらよいただろうとか、あるいは事業実態に対する今後の市の関わり方、あるいは市が事業主体となる委託事業等に対して実施主体への関わり方、あるいは今後市の対応方法、あるいは信頼回復の方法等、そういうような中身について検証をいただいております。

その中で、先ほど申し上げましたように、この組織というのが権利能力なき社団というような部分で、かなり特殊な組織となっておりますので、いろいろ専門的な知識を持たれている委員の皆様方も事例が案外少ない内容でございますので、時間がかかっている。そういう内容で検証をいただいておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） そのようにおっしゃられるわけではありますが、やはり市民の税金を使っていらっしゃる以上、期間、あと透明性の確保、これは必ず必要であると思っておりますので、しっかり考えていただきたいと思っております。

続きまして、ミツマタの郷、これにつきまして再質問をさせていただきます。

2019年12月の総務経済常任委員会の資料によりますと、2017年5月2日に村岡氏を起業家として認定しております。これは昨日も同僚議員から質問がありました雇用創生協議会の事務局になられる以前のことであります。市内にある民家で一般社団法人ミツマタの郷を設立し、村岡氏が代表理事として障害福祉サービスや農業を行っているということでありました。

そして、起業家支援条例の各条項の規定に基づいて、このミツマタの郷事業所の屋根改修のために100万円の助成を行っております。しかし、事業所の屋根の改修は実施していないということが判明し、100万円の助成金の返金を求めているという説明が総務経済常任委員会でありましたが、現在どのような状況なのか、市長、御説明をください。

○議長（東 豊俊君） 産業部、名畑部長。

○産業部長（名畑浩一君） 先ほど議員のほうは屋根の改修はされてないと言われましたけれど、屋根の改修は実際されております。ただ、その時期について雪害もあって直された工事と混同されている、また、その整合性が取れてないといったとこ

ろでございますので、そういった聞き取りをしっかりと、対応していくとお答えいたしております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） それでは、次に行きたいのですが、また、この事業所のミツマタの郷の看板2枚の設置に13万5,000円の助成を行っておりますのにもかかわらず、1枚の看板は別の場所に設置されて、もう1枚はどこに行ったのか不明の状態というふうに私の3月議会での質問で御回答されています。この13万5,000円の看板の助成金の返金は求めているのかどうか、今後どうするのか、市長、御説明ください。

○議長（東 豊俊君） 産業部、名畑部長。

○産業部長（名畑浩一君） 看板の製作につきましても2枚とも確実に製作されて、PR等もされてございます。1枚については代表から聞き取った情報によりますと、何者かが勝手に撤去されたと言われております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 何者かが勝手に撤去されたというふうに言われまして、それでその後の調査等は進められたのですか。

○議長（東 豊俊君） 産業部、名畑部長。

○産業部長（名畑浩一君） その権限は市にはありません。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 次に、このミツマタの郷の事業所の家賃として120万円、この助成を行っております。月額家賃10万円かかっているということで、その半額を支援とのことで、5万円を2年間、合計120万円とのことであります。しかし、このミツマタの郷という事業所において、障害福祉サービスや農業を行っておられたという実態がありません。水道や電気等が使われた形跡もないというふうに、総務の委員会で説明されておられましたが、現状はどうなのかということを経理に説明していただきたいと思っております。

○議長（東 豊俊君） 産業部、名畑部長。

○産業部長（名畑浩一君） 具体的なことですので、私のほうから回答させていただきます。

まず、ミツマタの郷の事業ですけれど、ミツマタの植栽とか植樹、それから管理、これは確実にやられております。地元の方もそれに従事されて実施されております。

それと、家賃のことですけれど、水道とか電気の使用がない、電気も使用されて

いるんですけど、水道も一部使用はありますけれど、そのことをもって、そこで確実に事業を実施してないとは言い切ることはできないと考えております。このことについても弁護士さんにも相談したんですけど、そのことだけでそこにいなかったという証明にはならないというようなこともアドバイスいただいております。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 私もこの市内にあるミツマタの郷事業所に行ってみました。障がいのある人たちが安心して安全に作業できるというような環境の整備はできておりませんし、そのような形跡というのも残念ながら見受けられませんでした。

なぜ、市の担当者は状況を確認するために、度々この波賀町にあるミツマタの郷に訪れていらっしゃらないのか。非常に多額の助成金を出しているのに、どうしてなのか。なぜ、実態があるかどうか分からないのに、長期間放置され続けているのか。これは非常に問題であると思うわけであります。市長、問題であるとは思われませんか。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

産業部、名畑部長。

○産業部長（名畑浩一君） 状況確認についてでございますが、事業申請がございまして、実績報告がございまして、この3年間、計画では5年間ぐらいの数値が入っていたと思います。それで段階的に事業を展開して行って、雇用者も雇っていくというような計画だったと思っております。

それから、就労支援の関係につきましては、計画の中では当初伺ってございましたけれども、なかなか課題も大きくて進まなかったように聞いております。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） ように聞いておりますということで、実際には行かれてないのかなと思ひまして、非常にどうしてなのかなというふうにも感じられるわけですが、この実態のないミツマタの郷事業所に、市が助成しております金額は、屋根修理に100万円、看板の設置に13万5,000円、家賃の助成に120万円、合計233万5,000円というふうに考えられます。今調査中であるわけですが、それだけあるのかどうかということをお答えください。

○議長（東 豊俊君） 産業部、名畑部長。

○産業部長（名畑浩一君） 補助金として支出しているのは233万5,000円でございます。

す。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） それらをやはり実態がないとしたら、市民の税金ですので返金をしていただきたいと思います。そのために今どのような努力をされているのかということをお尋ねいたします。

○議長（東 豊俊君） 産業部、名畑部長。

○産業部長（名畑浩一君） 繰り返しになりますが、実績精査等をしております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 実績調査をされているということですが、どのような専門家が関わられて、そして、いつまでに報告をされるのかということをお尋ねいたします。

○議長（東 豊俊君） 産業部、名畑部長。

○産業部長（名畑浩一君） 担当課のほうで実施いたしております。精査につきましては、本人からのヒアリング等も含めて考えております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 委員会のほうにおきましては、市の顧問弁護士にも関わってもらっているという報告を聞いていたのですが、それはどうなっておるのですか。

○議長（東 豊俊君） 産業部、名畑部長。

○産業部長（名畑浩一君） 顧問弁護士さんにも相談をかけながら進めております。ただ、顧問弁護士さんが直接お話しするとか、そういったところではございません。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） やはり233万5,000円というお金が、万が一だまし取られていたとしたら、やはり市民にとって大きな痛手というか、本当に悲しい、辛いことでもあります。返金されるという見込みはあるのかどうか。また、これは本当に市長にお尋ねしたいんですけれども、法的措置、訴えの提起、あるいは強制執行、これも含めた返金方法を考えていらっしゃるのかどうか、市長にお尋ねをいたします。

○議長（東 豊俊君） 中村副市長。

○副市長（中村 司君） この部分につきまして、決めつけて、それが不正があった233万5,000円ですか、ということを確認があるわけではないので、そういうことは言えないことになると思います。ですから、今粛々と調査をし、その対応を考えている、そういうような状況でございますので、理解をいただきたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

- 10番（山下由美君） そういったお答えでは、全く市民、私も含めての市民、理解がやはりもういくらしたくてもできないわけでありまして。いつまでに調査結果を出し、そしてこの失われたのではないかと考えられる233万5,000円の返金、これを考えていかなければならないというふうに思うわけでありまして、市長、一度も御発言をされてないわけですが、御発言をお願いいたします。
- 議長（東 豊俊君） 福元市長。
- 市長（福元晶三君） 山下議員がいろいろおっしゃって、これまでも副市長を中心にしているやらされて、担当部長が答弁したとおりでありますが、繰り返しいろいろお尋ねになっておりますが、基本的な部分からいいますと、基本的に私はもし不正が確定したら、それなりの対応をするのは、これは当たり前のことであります。ただ、タイミングがあったり、いろいろ精査して法的にどうなのかということは今担当が申し上げたとおり、鋭意努力してやっております、いつまでにこれがというのはなかなか現状厳しい状況でありますので、市としては今担当部を中心に鋭意努力しておると、このように理解していただいたらありがたいと、このように思います。
- 議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。
- 10番（山下由美君） すみません、市長に質問をお返しいたしたいと思うんですが、いつまでにこれがというのが非常に厳しい状況、この状況の説明をお願いいたします。
- 議長（東 豊俊君） 中村副市長。
- 副市長（中村 司君） この部分につきまして、例えば山下議員がおっしゃるように、明らかに不正があったということだったら簡単なんですけども、その部分を確認できるのかどうか、その辺の部分、書類的には整っている部分もございますし、ですから、どこまでがそういう部分に該当するのか、その部分の調査もしなければ、こちら側の思いだけでいくわけにはいきませんので、法的な部分も含めて検討していかなければならない、そういうことでございます。
- 議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。
- 10番（山下由美君） いつまでに回答ということが出せないということは、本当に非常に分かりにくい御説明なわけですね。なぜそういうことになるのか、いつまでというのを出して、それまでにとりあえず調査をしていくのが当然なのではないかと思うんですが、それは私の聞いていることがおかしいですか。市長、どう思われますか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） むしろ私としては、見解も違いますが、お尋ねのことがおかしいのではないのでしょうか。我々は努力しておると。できるだけ早くやって、正確にこのことについて対応していきたいと、このように考えておりますので、それについては議員としても御理解いただきたいと、このように思います。

いろいろな諸事情が非常に複雑に絡んでいる部分もありますので、そのように御理解いただきたいと、私としてはありがたいと、このように思います。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 市長、申し訳ありません。お尋ねしていることがおかしいのではないかというふうに今おっしゃられたと思うんですが、ちょっと意味が分かりませんので、もう少し詳しく分かるように御説明、そのおかしい部分の御説明をお願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 何回もそれぞれ担当も含めて副市長も答弁しておりますが、現段階ではいつまでというのはなかなか厳しい状況、期限を切っていつにやりますという回答をするのが厳しい状況というお答えを申し上げておるとおりでありますので、そのように御理解いただくしかないと、こういうことでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） いつも市長はスピード感をもってというふうに言われておりますので、しっかりとその市民の信頼を回復していただきたい、そのように申し述べておきます。

続いて、学校の問題について再質問させていただきます。

今学校が再開の動きとなっております。やはり先の見えないコロナの時代、これにおいて子どもたちの命、そして心を守る、安全・安心な学校生活を送る、このためにどうしたらいいんだろうというふうに学校や保護者、そして地域、真剣に考えております。

第2波、第3波の懸念もされておりました、新型コロナウイルス感染症との闘いはこれからも続いていきます。そこで、再質問をさせていただきたいと思ひます。

感染リスクを低く抑えるために、検温、換気と消毒など十分な条件整備が必要です。同僚議員からも同じような質問が何度かありまして、教育長もやはり学校現場の教職員の方々の御負担になっていると、そのようにお答えになっておられ

たわけですが、この感染防止の条件整備を教職員の皆様の負担とならないように、専門の業者の方たちなどが行えるようにすることはできないのでしょうか。そして、そのためのやはり予算措置というのを考えていくという方向は大切なのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 教育委員会、西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） 今おっしゃっていただきましたように、消毒等を先生にもお願いしているところではありますが、今般、8月以降、国県の補助をいただきまして、学習指導員を小学校は1校に2人、中学校は1人、それからスクールサポートスタッフも週20時間なんですけども、年度末まで雇用できる状況になっております。今、大変な人数でありますので、それぞれの学校で近隣の方で協力していただける方がいないかということで、今探しているところでありまして。その方々に来ていただいたら、そういう部分の負担も担っていただけるというふうになっておりますので、そこで少しでも教職員の負担を減らせたというふうになっております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 極力国からの予算等も使いながら、そういったところを教職員の方々の御負担とになりませんように、しっかりとしていただきたいなと思いますのと、それと、あとコロナという関係で1人1台パソコンの施策の前倒し、これも教職員の先生方にかかなりの負担になると思うので、ICTの支援員、この方たちもぜひ学校に配置してくだされたらいいのになと思います。そこはどのようにお考えでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 教育委員会、西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） 理想としましては、1校に1人ICTの支援員がつけば、それは理想的なんですけど、予算の面もありまして、宋栗市では市で1人の支援員を雇用する予定にしております。さらには、各校にICTに非常にたけた先生方がいらっしゃると思いますので、その辺の先生方を集めまして来週からこのジースイートフォエデュケーション等の使い方について研修を深め、先生方が校内に広めていただけるような仕組みで、このICTの双方授業ができるように取り組んでいきたいというふうになっております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） そのあたりも教職員の負担にならないように、ゆとりを持った授業が行われるようにしっかりと考えていってほしいなと思います。

それと、あと休校中の授業時間を取り戻すということで、夏休みを短縮しての授

業が行われるというわけでありますが、詰め込みの授業になってしまうのではないのかなというふうな懸念が生じてくるわけでございます。

休校中に学習塾に通っておりました子どもさんたちもいらっしゃいましたし、やはり子どもさんの家庭環境によって、今学力に大きな差が出てきている、私はこのように感じております。子どもたちや教職員の負担、ストレス、これが増えませんかのように、子どもたちの実態に合わせた一人一人に丁寧な学びの保証、これをするために先ほども質問させていただきましたようなことを考えてもらいたいと思うわけですが、この一人一人に丁寧な学びの保証、これができるのかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（東 豊俊君） 教育委員会、西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） これまでも一人一人に対しまして、丁寧な学びの保証をしてきたと思います。今後もその姿勢を崩すことなく、一人一人の学びを保証していきたいというふうに思っております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） それと、ある若いお母さんから聞いたことの中で、給食が心配だというお話があるわけなんです。夏休み中の学校給食の献立、これが栄養等を配慮したものになるのかどうかというようなところで、まず不安に感じていると。それでどのような献立になるのかということをお尋ねしておきたいということ。

それが一つと、それから、今経済的に困窮する家庭が増えておりますので、給食費の無償化の実施、これも今考えるべきではないかなと思うのですが、その2点について、お考えを教育長よろしく頼みます。

○議長（東 豊俊君） 教育委員会、西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） 給食につきましては、配膳の部分を少しでも少なく、子どもたちが接触しないようにということで、6月1日から給食を始めておりますが、おかずを1品軽微なものを減らしております。ただ、それではおなかがすくので、他の部分の量を増やして、カロリーであるとか、栄養についての保証ができるように取り組んでおります。

それから、7月のちょっと日は忘れたんですが、20日過ぎからだったと思うんですが、非常に夏暑くなりますので、食中毒が発生しないようなメニューを考えると、日によってはパンを提供するであるとか、そういうふうなことで工夫をしております。

なお、8月1日から8月21日までの間、授業日がある日で言いますと、8月3日

から8月21日までは、夏休みの前後1週間につきましては、食中毒の非常に心配をするということで、給食を提供しないというふうに考えております。

それから、給食費の無料化につきましては、これはもう何度も質問いただきましたし、何度もお答えしておりますように、今の財政事情の中では家庭と市が相互に負担し合うという形で進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 今のお母さん方、保護者の方々が心配されている給食、先ほどのお話を聞きましたら、ああ、なるほどやはり栄養の面とか、いろんな面で今までと変わってくるので、御心配されているんだなということが分かりましたので、アンケート等をよく取っておられるようなので、そのようなアンケート等を取りながら、保護者のどうしてもらいたいとかというような気持ちを受け止めて、頑張ってもらいたいなというふうに思います。

それと、あと、今回非常に休暇の間中、頑張ってくださいました学童保育の支援員の方々、このことについてなんでありますが、1人当たり3万円の支給を行ったというような自治体を聞いているわけではありますが、宍粟市としては、この学童保育に対してはどのように考えておられるのかということをお尋ねいたします。

○議長（東 豊俊君） 教育委員会、西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） 3月以降、4月、5月と学童保育が朝から晩までになったということで、大変学童保育に関わってくださっている方に負担があったわけがあります。しかしながら、昨日も答弁いたしましたように、希望制にしておりましたので、かなり学童保育に来る児童は少なかったわけがあります。しかし、それでも時数が長いということで、それぞれの小中学校に市費で配置しております学習生活推進員という方々の協力を得ながら、その長時間の学童保育を賄ってきたということであります。その部分については良かったんですが、今言われた学童支援員への支援金というんですか、そういう部分については宍粟市では今のところ支給はいたしていません。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 本当にこの間、学童保育の支援員の方々が子どもたちに接しておられる様子等を見ておりましたが、非常に大変な中、神経を使いながら頑張っておられたというようなところもありますので、やはり他の自治体で行っているような支援金というか、1人当たり3万円の支給、こういったことを考えていくべ

きではないかなと思いますが、教育長、どうお考えかお尋ねいたします。

○議長（東 豊俊君） 教育委員会、西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） 予算もたくさんかかることでありますので、ここで私がそうしますということは答えられませんので、今後そのことについては今御意見をいただいたということで、検討をしていきたいというふうにお答えしたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 教育長のほうはやはり前向きにそういったことも必要であるなというふうには考えられてのお答えのように私は感じたわけではありますが、市長はどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 今回の新型コロナの関係について、特に感染症対応を含めて市内の各団体も含め、職員も含め、あるいは関係機関も含め、多くの皆さんが大変御努力をいただきました。中には家庭も犠牲にしながら、感染症予防に当たっていただいた方もたくさんいらっしゃいます。

その一つに、先ほどおっしゃったように、学童保育に当たっていただいた支援員の皆さんも大変な状況の中で頑張っていたいただくと、このように思います。教育長も今検討していくということでもありますので、その状況もつぶさに聞きながら、どういう結果が出るか分かりませんが、議論をしていきたいと、このように思います。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） その辺は前向きに考えていただきたいなと思います。

それと、やはり今現場で非常に頑張ってくださいとおられます方々、教職員の方々、またそれ以外の方々の負担とならないような方法で感染リスクを抑えていく、そして、ゆとりを持った学級、そして学習、子どもの一人一人の実態に応じた学習の保証、これを強く求めて私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（東 豊俊君） これで、10番、山下由美議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

午前11時15分まで休憩をいたします。

午前11時02分休憩

午前11時15分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

今井和夫議員の一般質問を行います。

5番、今井和夫議員。

○5番（今井和夫君） 5番、今井和夫です。許可をいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

今回、私はもうポイントを一つに絞りまして、発酵のまちにちなんだ産業育成の進展についてということで、質問をさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルスに関しましては、同僚議員の皆さんがいろいろと質問いただきまして、私のほうでは、先ほど神吉議員の答弁にも、このことはすごく重なると思うんですけども、答弁にもありましたように、発酵食品が結局インフルエンザとか感染症対策として、その食品として非常に有効ではないかというふうに今言われている、そういう状況の中で、まさにタイムリーなところなのでありますので、それを何とか産業にならないかと。今までよく発酵のまちということで、いろいろと取り組んでこられたと思うんですけども、やはり大体お酒に関することであつたりとか、麴、甘酒とか、そのあたりが中心だったんじゃないかなと思うんですけども、そこからやっぱり一歩踏み出して、せつかく発酵のまちということなんで、私たち市民の食事ですね、この食事を発酵食品でいっぱいにするような、そういうまちに何とかいよいよ動き出していきませんか、という趣旨の質問でございます。私、最後ですので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、質問させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策として、各自の免疫力アップが今求められています。それに非常に有効なのが発酵食品と言われております。まさに発酵のまちの出番だと思います。

そこで、以下、六つの質問をさせていただきます。

まず、一つ目、このコロナ禍の起こる前までの発酵協議会の進展状況をお伺いいたします。

二つ目、代表的な発酵食品として、漬物、みそ、納豆、甘酒等が考えられます。これらを宍粟市内で原材料から作り、製品化し、そしてまずは市民が食する、そして、健康になる、医療費も安くなる、こういう流れをつくるのがこれからの宍粟の進むべき大きな道の一つだと考えますが、いかがでしょうか。

三つ目、新しくできました政策調整の部門において、発酵のまちにちなんだ、このような取組を大きな一つのテーマとして取り組んでいくべきかと考えますが、いかがでしょうか。

四つ目、発酵のまちにちなんだ取組についての他団体、JAとか農業改良普及セ

ンター、商工会等々との連携状況はいかがでしょう。

五つ目、北部地区で指定管理団体が非常に厳しい状況の中で頑張っておられます。例えばこの経営改善にこの発酵食品をコロナ対策の一つとして、看板商品として取り入れるというようなことも有効ではないかと考えますが、いかがでしょう。

最後に六つ目ですが、いずれにしてもこの流れをつくるには、生産者・加工業者の育成や販売ルートの研究等々、かなり大胆な公費の支出が必要になるかと思いますが、そのあたりのお考えはどうでしょう。

以上、六つ、質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 今井和夫議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、今井議員の御質問にお答えを申し上げたいと、このように思います。

御承知のとおり、昨年宍粟市の発酵のまちづくり推進協議会を結成して、25団体加盟をしていただいております。その中にはお話のありました商工会あるいは北部を含めて両JAさん、さらにまた民間企業の皆さん、例えば東海漬物さんとか、あるいはハチ食品さんとか、長田産業さんとかいう企業、あるいは発酵に関係するところ、いわゆる販売店では宍粟の料飲業の組合さん等々、それぞれの団体の皆さんが加盟していただけて協議会を作らせていただきました。昨年度できたところでありますので、一昨年から準備して、かなり昨年度の状況もいろんな形で、御承知のとおり商品開発もなされておるところであります。そういう現実であります。

具体的にはまた後ほど担当部長からそれらの状況を答弁させていただきますが、そういう形で、要は市内のそれぞれ関係団体が寄って何とか発酵のまちを含めて市民の健康増進、さらにまた新たな産業おこし、ひいてはまちおこしにつなげていきたいという動きは高まっておるのが現実であります。

さらにまた、先ほどもありましたように、こういう新型コロナウイルス感染症の拡大していく中で、食品の見直しとか、そういう機運も高まっておるといふふうに思います。中でも納豆の発酵食品についても、免疫力を高めるというような形で、テレビなんかでもいろいろ宣伝なされると、各店舗から納豆がなくなると、こんな状況、これも現実として起こっておるといふことでもあります。そういう意味では、まさに発酵食品の価値が高まっているということについては、皆さん方も含めて私も実感しておると、こういうところでもあります。

特に、宍粟市でもかねてより今井議員からも御提案のありましたように、特に5

品目、1点目はお酒のこともそうですが、みそ、それから漬物、さらにまた甘酒、納豆、この5品目を何とか中心にしながら、今後この発酵食品を含めて価値のあるものに高めていく必要があるだろうなど、おおむねそういうふうに考えておるところであります。

特に、日本酒発祥の地である我が宍粟市では、酒づくりの文化はもちろんのこと、御承知のとおり宍粟三尺きゅうりであったり、あるいはやたら漬けの漬物文化、あるいは宍粟産の白大豆を使用したみそを学校給食で使用するなど、宍粟市ならではの発酵文化や、あるいは新たな商品が生まれておりまして、このような資源を生かして、いわゆるお金を生む産業へとつなげていく仕組みづくりを構築する、このことが非常に重要だと考えておりまして、冒頭申し上げたその一つとして、あるいは契機として、発酵のまちづくり推進協議会が設立されたと、このように私も認識しておるところであります。

現在、庭田神社で採取された麹菌を活用した甘酒の商品化や調味料としての活用の検討、さらに酒かすを生かした発酵メニューの検討を進められておるところであります。さらに、みそや納豆の原材料の白大豆の中でも特に国産大豆の需要が近年高まっておりますが、白大豆の生産から加工、販売までの一連の流通過程についても研究をしていく必要があるだろうなあと、このように思っておるところであります。

特に、白大豆は生産も関わっていらっしゃると思いますが、私も現に作った経験もあるんですが、比較的黒大豆から見ますと、案外手がかからず、できるところもありますし、遊休農地の活用も十分できるのではないかなあと、このように考えておりまして、白大豆からみそ、あるいは納豆、そういったものへ変換できるものは十分ありますので、そういうところのことは十分今後研究していきたいと、このように考えております。

また、発酵一つだけの食品という領域にとどめず、そのことから食育や健康、あるいは生活文化、ひいて言えば観光資源へと位置づけることも、ある意味多角的な角度から取組することが産業につながってくる可能性があるかと、このように考えております。いわゆる地域内の消費あるいは循環、そういったものを構築する中で、私は商売につながってくるのではないかなと、こんなふうにも捉えておるところであります。

そのためには、御提案のあったある意味の市としての、行政としての組織の明確化ということだろうと、このように考えますが、そういう意味では、市としてしっ

かり目標を定めて、庁内のある意味推進体制をきっちり整える中で、例えばではありませんが、司令塔の役割は誰が担う、それから実行部隊はどこがする、そういった意味での明確化をしっかりとすることはないと、このように考えておりました、そのことについては現段階、私としては今年度にしっかり基本的な部分を見定めて、次年度からより強固な推進につながるようにしなくてはならないと、このように考えております。

そういう意味で、したがって事業内容や事業規模を含めてそれに伴う予算措置が必要と考えたときに、思い切った予算措置が必要であると、このように考えております。まさしく現状のことを考えますと、このコロナから感染症対策の一つとして、さらには産業化を目指してということになると、この発酵というのは、ある意味新たな地域づくり、あるいは新たな地域経済への起爆剤になる可能性が多いと、このように捉えておりますので、できるだけ早く、先ほどの繰り返しになりますが、目標を持って組織のこと、体制のこと、あるいはそれら今後のことについて検討を加えていく必要があるだろうと考えておりますので、しっかりこのことを捉えてやっていきたいと、このように思っております。

具体的なことにつきましては、担当部長から後ほど答弁をさせたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 産業部、名畑部長。

○産業部長（名畑浩一君） 私のほうからは、今井議員の質問の具体的な部分につきまして、お答えしたいと思います。

まず最初に、発酵のまちづくり推進協議会のこれまでの取組についてでございますが、産業振興と健康増進、食育推進の2本柱で発酵文化によるまちづくりを構築するために、発酵のまちづくり推進協議会を立ち上げております。

この協議会につきましては、3部会で構成されております。一つは、情報発信、それから特産品開発、三つ目が特産メニュー開発、この3部会でございます。特に、甘酒の商品化につきましては、宍粟市産の麴菌、宍粟市産のお米、キヌヒカリですね。それから東山の名水を使用し、オール宍粟産にこだわった甘酒を目指しております。また、酒かすは栄養価の高い食材で腸内環境を整え、便秘を防ぐ食物繊維があることや、疲労回復、老化防止に効果があり、材料は市内2か所の酒蔵で調達しやすいこと、また女性に人気が出始めていると、こういったことに注目しまして、新たな発酵メニューを開発して、市内の道の駅等での展開を進めていきたいと考えております。

続きまして、他団体との連携状況につきましては、先ほど市長のほうからもありましたとおり、発酵のまちづくり推進協議会のメンバーには商工会であったり、JA、それから食品加工事業者、旅行事業者、それから地域づくり団体などの職員に入っていて連携を図っております。

最後に、指定管理者での取組につきましては、宍粟メイプル株式会社が運営する道の駅みなみ波賀には加工所を併設しております。そこでみそを製造しておりますが、発酵のまちづくり推進協議会で進めている甘酒を加工所で製造する計画も持っております。その他発酵食品のメニュー開発についても戦略として非常に期待できるものと考えておりますので、指定管理者とも連携してこの事業を進めていきたいと、このように考えております。

○議長（東 豊俊君） 5番、今井和夫議員。

○5番（今井和夫君） どうもありがとうございます。そしたら、具体的な細かいことはここで言って、はい、こうしようというふうにはなかなかならないと思うんですけども、要するに、今回私のこの質問の大きなポイントは、とにかく具体的に動き出す、そのめどが欲しいなというところやったんです。

そういう中で、市長の答弁の中で、司令塔であるとか、実行部隊をどこが担うかというところにおいて、今年度中にそれを固めて、そして来年度から動いていきたいという答弁だったのですが、そこに関してその確約というか、それはいただけるのか、できればもう少し早く動き出してもらいたいなど。来年度となりましたら、市長も含めて私たちもう任期が一応終わっているところではあるのですが、来年度と言わず、できるところは今年度から動き出していきたいと思うんですけども、とにかく市長が言われたような、その司令塔、実行部隊、これ具体的に誰がどうやって進めていくのかというあたりのところ、ここをそのようにやっていくという、その部分の確約は大丈夫でしょうか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私は当然この発酵のこともさることながらですが、いよいよ新しい生活様式ということも含めて、昨日もお答え申し上げたとおり、これから宍粟市の自治体そのものもこれまでの組織が本当にいいのか、やり方がいいのかということも含めて私は検討する時期だろうと、こう思っております。

それはもちろん市民の皆さんの安全・安心を根底に据えて、将来に向かっていくために、これまでの組織をしっかりと見直しながら、今後に向けて対応しなくてはならないと、こういうある意味の時期だろうと、このように捉えております。

したがって、それも含めまして、私は課題が幾らか明確に、いろいろありますので、いわゆる組織も改編しなくてはならないと、こんなふうにも考えております。そういう意味では、可能な限り本年度の早い段階にまた議会にも御提案申し上げなくてはならないんですが、よく期限はというようなこともあります、私は少なくとも12月議会までには一定の方針も出さなくてはならないと、こう考えております。

しかし、実際に動かすのは来年度からやっぱりそれに向かって動かさなくてはならないということでもありますので、そのことについては、じゃあ、どこまで、今の段階でここをこうするというのは、なかなか申し上げにくいんですけども、現状としてはそのように考えておりますので、そのことはしっかりお約束して来年につなげていきたいと、このように考えております。それは先ほどおっしゃった我々のそのことでもありますので、しっかり次代につないでいきたいと、このように考えております。

○議長（東 豊俊君） 5番、今井和夫議員。

○5番（今井和夫君） ありがとうございます。本当にこれ新しい宍粟市の一つの魅力にやっぱりしていかないかんことじゃないかなあというふうに思います。

何度も言いますが、宍粟市に住んだら健康になる、宍粟市に住んだら、そういう地元産でできてる発酵食品であったりとか、前にも言いましたように、有機食品であったりとか、そういうふうなものがここに住めば食べることができて、そして健康になっていけるんだという、そういうふうなまちづくりを目指す、そして、やはり例えば学校給食なんか、それで子どもはそこで育てたいなというようなことにもすごくつながってくると思います。

これは御答弁いいですけども、甘酒を先ほど言われていたんですけども、ぜひとも学校給食に甘酒を出すということもちょっとまた検討していただければなあと思うんです。すごく飲む点滴と言われているような、そういうものですから、子どもたちのときから、それも広げていくということも大事じゃないかなというふうに思います。

それから、この間、三セクの話とか、そういうこともありますけども、北部のほうで様々にいろんなものがなくなってきているみたいな、そういうことがあるわけですけども、じゃあ、これからどうしていくんやという話になったときに、結局やっぱり産業をつくっていくしか、集落が残っていくということは難しいと思うんです。農地を守り、そしてそれに基づいた産業をつくっていくという、そのところがやっぱりできなかつたら、なかなか将来的において集落が残っていくという

のは難しいんじゃないかなというふうに思います。

そういう中で、今回のこの発酵食品なんかその大きな一つじゃないかなあと。例えば北部のほうで白菜をいっぱい作って、キムチをいっぱい作るとかね、先ほど市長が言われていた納豆と絡めてキムチ納豆で、宍粟市の人はずごくみんなキムチ納豆が好きやなあと、みんなキムチ納豆食べて元気やなあとというふうになるようなね、そういうような産業をつくっていく。

特産品化というのも大事なんですけども、やっぱり産業にしようと思ったら、そこで本当に多くの若い人たちがそれを仕事にして住めるようになろうと思ったら、我々の日常の食材をそれに替えていく。前も言ったと思いますけども、私たち宍粟市民3万7,000人、8,000人の人間が今食べているおみそを宍粟市内のできたおみそに変えるだけで、これね、何十人という雇用ができますよ。居酒屋に飲みに行ったときに出てくるいろんな食材、半分以上は外国産ですよ。それをできることなら宍粟市産、宍粟市だけでなかったら、県内産とか、せめて国産ですけども、宍粟市産に変わっていく、それだけで実はいっぱいの雇用が本当は生まれていく。だから、田舎に仕事をつくるとかって、町工場とか言って、そら無理やろとかっていうような話の中で、本当はそれが一番単純で一番簡単なことなんですけども、ところが今の日本では、これが一番難しいんです。これがやっぱりみんなの健康を害しているような一つの大きな原因だし、今回のコロナのことで中国にばかりいろんなものを依存していたことが見えてきたみたいな、そういう中で、やっぱり国産でいろんなものを最低限作っていかないかんんじゃないかというね、そういう意見が出てきてますけども、その最たるものが本当は食料なんですよね。

だから、そういう意味で、私たちの食卓、店に売ってる食材、それを宍粟市産に変えていくことによって、私たちが宍粟市を守るんだと、宍粟市の北部の農村地帯を持続していくのは自分たちの食材や自分たちのテーブルに並ぶもの、それによって北部の農村が続くかどうかが決まるんだという、はっきり言うたら、本当はそうだと思うんです。その辺のことも含めて、発酵からちょっと話が大きくなりましたけども。本当に発酵食品、皆さん御存じだと思いますけども、インフルエンザにはかからないとか、今回のコロナの免疫とか、そういう部分でも十分効果はあると思いますんで、この機会にしっかりそういうふうにとりあえず発酵食品をメインにして、あとできるだけ食材を自給していこうというような、小麦を作って何とか宍粟市産のパンができないかなというような、パンも発酵ですし、そういうふうなことです。

ほんと、こういうこと全部を頑張って進めていこうと、いろんな生産者の育成であつたり、生産者の生活を保障するためには、やはり単価の保証もしないといけな
いだろうし、販売の中でもいろんなことを考えていかないかんと思うんですけども、
最後に一つなんですけども、そういうことをいろいろ考えよつたら、本当に億単位
の出費というか、財政出動というのは、これなかったら絶対無理やろうなというふ
うに、これ漠然としたあれですけども、でも、本当に中途半端なあれではなかなか
これは進まないなあというふうに思います。

北部の村の存続であつたりとか、健康になって医療費を削減するであるとか、そ
ういうことも全部含めて考えていけば、その程度の財政出動は十分意味があるんじ
ゃないかなというふうに思うわけですけども、ちょっと最後にそこら辺のことも含
めて、先ほど組織的なことはお答えいただきましたので、財政的な部分のあたりを
お答えいただければなというふうに思うんですけども、そのあたりいかがでしょ
うか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私もこの立場をいただいて数年になるんですけども、人を動
かして、いかに事業を実施していくかということについて、常々考えておるん
ですが、卵が先か鶏が先か分かりませんが、行き着いたところ、やっぱり組織をし
っかりつくることによって、誰がどの役割を持ってどうしていく、実行は誰がし
ていくと、こういうようなことしないと、なかなか動かないというのも現実として直
視しておりますので、繰り返しになりますが、今年中にこれに限らず、私はある意
味明確にそういったものを検討しないと駄目だなあと、このように考えております。
それが一つであります。

それから、お話のありました食というのは非常に大事なことでありまして、かね
てより議会からも御指摘のあつたとおり、地域内でいかに経済をおこして、循環を
させていくという、このうねりをつくっていくというのは、食を通じてというのは
非常にある意味やりやすい分野だと私は思っております。それは農業への仕掛け、
あるいは流通への仕掛け、それからさらに食卓への仕掛けと、こういうことは域内
で十分できると思っておりますので、そのことが私はこれからの宍粟市を考えたときに、
地域内で経済を回しながら循環して行って、さらに食を通じて健康を高めていくと
いう理念、これは非常に崇高な理念であります、至極当然のことだと思いたすの
で、至極当然のことについて皆さんと一緒に知恵を出しながらやっていきたいと、
このように思っています。

最後に、三つ目であります。財政出動につきましては、億単位で言われましたが、私は必要な場合については、それは額は別として、必要だと認定されて、皆さんで、よっしゃ、やろいやいということになれば、私はそれなりの予算をもってかならないと、これはできないと、こう思っておりますので、まずそういったことも検討していきたいと思えます。

ただ、幸いにして宍粟市は、繰り返しになりますが、みそとか、お酒とか、あるいは隣のまちではしょうゆとか、そういう麴の文化は根づいておるところであります。その5品目の中で、既に大豆という経験も皆さんなされておりますが、今なかなかちょっと下火になっておりますので、何かポイントを絞って仕掛けをつくって、うねりをつくっていくということについては、私は大豆がまず一番取っかかりやすいのかなあと、こう思っておりますので、改めてまたいろんな御意見をいただきながら、次年度に向けてぜひ実行できるように頑張らせていただきたいと、このように思えます。

○議長（東 豊俊君） 5番、今井和夫議員。

○5番（今井和夫君） ありがとうございます。本当にこれがいい方向に向いて動き出すことを我々もできる限り一生懸命に協力させていただきたいなあと思っておりますので、頑張ってくださいたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（東 豊俊君） これで、5番、今井和夫議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、6月18日午前9時30分から開会をいたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時46分 散会）